

災害廃棄物処理計画中間案新旧対照表

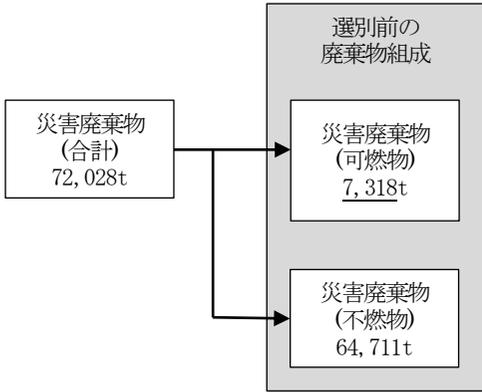
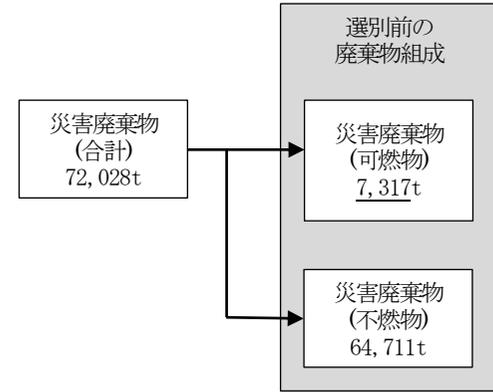
頁	現 行	頁	改正案																										
5	<p>表1-3 災害時に発生する廃棄物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物</th> <th>特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>*省略*</td> <td>*省略*</td> </tr> <tr> <td>廃自動車</td> <td>災害により被害を<u>う</u>け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車（処理するには所有者の意思確認が必要になる）</td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物	特徴	*省略*	*省略*	廃自動車	災害により被害を <u>う</u> け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車（処理するには所有者の意思確認が必要になる）	5	<p>表1-3 災害時に発生する廃棄物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物</th> <th>特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>*省略*</td> <td>*省略*</td> </tr> <tr> <td>廃自動車</td> <td>災害により被害を<u>受</u>け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車（処理するには所有者の意思確認が必要になる）</td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物	特徴	*省略*	*省略*	廃自動車	災害により被害を <u>受</u> け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車（処理するには所有者の意思確認が必要になる）														
廃棄物	特徴																												
省略	*省略*																												
廃自動車	災害により被害を <u>う</u> け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車（処理するには所有者の意思確認が必要になる）																												
廃棄物	特徴																												
省略	*省略*																												
廃自動車	災害により被害を <u>受</u> け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車（処理するには所有者の意思確認が必要になる）																												
8	<p>表1-6-1 業務の概要(大規模災害の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災前</td> <td>*省略*</td> </tr> <tr> <td>発災後</td> <td> <p>【24時間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織体制の設置 人命救助及び優先道路の啓開に伴うがれきの撤去（<u>自衛隊・警察・消防</u>・県との連携） </td> </tr> </tbody> </table>	時期	業務内容	発災前	*省略*	発災後	<p>【24時間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織体制の設置 人命救助及び優先道路の啓開に伴うがれきの撤去（<u>自衛隊・警察・消防</u>・県との連携） 	8	<p>表1-6-1 業務の概要(大規模災害の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災前</td> <td>*省略*</td> </tr> <tr> <td>発災後</td> <td> <p>【24時間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織体制の設置 人命救助及び優先道路の啓開に伴うがれきの撤去（<u>消防・警察・自衛隊</u>・県との連携） </td> </tr> </tbody> </table>	時期	業務内容	発災前	*省略*	発災後	<p>【24時間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織体制の設置 人命救助及び優先道路の啓開に伴うがれきの撤去（<u>消防・警察・自衛隊</u>・県との連携） 														
時期	業務内容																												
発災前	*省略*																												
発災後	<p>【24時間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織体制の設置 人命救助及び優先道路の啓開に伴うがれきの撤去（<u>自衛隊・警察・消防</u>・県との連携） 																												
時期	業務内容																												
発災前	*省略*																												
発災後	<p>【24時間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織体制の設置 人命救助及び優先道路の啓開に伴うがれきの撤去（<u>消防・警察・自衛隊</u>・県との連携） 																												
12	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">災害応急対応</th> <th rowspan="2">復旧・復興 (～3年程度)</th> </tr> <tr> <th>初動期 (発災後数日間)</th> <th>応急対応(前半) (～3週間程度)</th> <th>応急対応(後半) (～3ヶ月程度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自衛隊等 との連携</td> <td colspan="3"><u>自衛隊・警察・消防</u>との連携</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	災害応急対応			復旧・復興 (～3年程度)	初動期 (発災後数日間)	応急対応(前半) (～3週間程度)	応急対応(後半) (～3ヶ月程度)	自衛隊等 との連携	<u>自衛隊・警察・消防</u> との連携				12	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">災害応急対応</th> <th rowspan="2">復旧・復興 (～3年程度)</th> </tr> <tr> <th>初動期 (発災後数日間)</th> <th>応急対応(前半) (～3週間程度)</th> <th>応急対応(後半) (～3ヶ月程度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自衛隊等 との連携</td> <td colspan="3"><u>消防・警察・自衛隊</u>との連携</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	災害応急対応			復旧・復興 (～3年程度)	初動期 (発災後数日間)	応急対応(前半) (～3週間程度)	応急対応(後半) (～3ヶ月程度)	自衛隊等 との連携	<u>消防・警察・自衛隊</u> との連携			
区分	災害応急対応			復旧・復興 (～3年程度)																									
	初動期 (発災後数日間)	応急対応(前半) (～3週間程度)	応急対応(後半) (～3ヶ月程度)																										
自衛隊等 との連携	<u>自衛隊・警察・消防</u> との連携																												
区分	災害応急対応			復旧・復興 (～3年程度)																									
	初動期 (発災後数日間)	応急対応(前半) (～3週間程度)	応急対応(後半) (～3ヶ月程度)																										
自衛隊等 との連携	<u>消防・警察・自衛隊</u> との連携																												

頁	現 行	頁	改正案												
15	<p>(1) <u>自衛隊・警察・消防</u>との連携</p> <p>発災初動期においては、まず人命救助を優先しなければなりません。迅速な人命救助のために、<u>自衛隊・警察・消防</u>は道路上の災害廃棄物を撤去し、道路啓開を行います。</p> <p>当市は表1-8のとおり、<u>自衛隊・警察・消防</u>に対し、災害廃棄物の撤去に必要な情報として仮置場の場所と搬入方法、有害物質使用施設の位置等を連絡します。</p> <p>表1-8 初動期における<u>自衛隊・警察・消防</u>への情報提供項目</p> <p>(2) 地方公共団体との連携</p> <p>被害状況に応じて、当市独自では十分な応急対策及び復旧対策が実施できない場合は、県計画で、地域ブロック（尾張、西三河、東三河）による連携のほか、災害対策基本法や災害時の相互応援に関する協定に基づき、愛知県や他地方自治体に応援を要請します。</p>	15	<p>(1) <u>消防・警察・自衛隊</u>との連携</p> <p>発災初動期においては、まず人命救助を優先しなければなりません。迅速な人命救助のために、<u>消防・警察・自衛隊</u>は道路上の災害廃棄物を撤去し、道路啓開を行います。</p> <p>当市は表1-8のとおり、<u>消防・警察・自衛隊</u>に対し、災害廃棄物の撤去に必要な情報として仮置場の場所と搬入方法、有害物質使用施設の位置等を連絡します。</p> <p>表1-8 初動期における<u>消防・警察・自衛隊</u>への情報提供項目</p> <p>(2) 地方公共団体との連携</p> <p>被害状況に応じて、当市独自では十分な応急対策及び復旧対策が実施できない場合は、県計画で<u>定める</u>、地域ブロック（尾張、西三河、東三河）による連携のほか、災害対策基本法や災害時の相互応援に関する協定に基づき、愛知県や他地方自治体に応援を要請します。</p>												
18	<p>表1-11 平常時の啓発内容</p> <table border="1" data-bbox="235 1118 1102 1366"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時に優先して処理するごみ</td> <td>・生ごみや使用済みの簡易トイレ及び携帯トイレの便袋等の、衛生面から保管に問題があるごみを優先</td> </tr> <tr> <td>*省略*</td> <td>*省略*</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	災害時に優先して処理するごみ	・生ごみや使用済みの簡易トイレ及び携帯トイレの便袋等の、衛生面から保管に問題があるごみを優先	*省略*	*省略*	18	<p>表1-11 平常時の啓発内容</p> <table border="1" data-bbox="1227 1118 2094 1318"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時に優先して処理するごみ</td> <td>・生ごみや<u>し尿</u>及び携帯トイレの便袋等の、衛生面から保管に問題があるごみを優先</td> </tr> <tr> <td>*省略*</td> <td>*省略*</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	災害時に優先して処理するごみ	・生ごみや <u>し尿</u> 及び携帯トイレの便袋等の、衛生面から保管に問題があるごみを優先	*省略*	*省略*
項目	内容														
災害時に優先して処理するごみ	・生ごみや使用済みの簡易トイレ及び携帯トイレの便袋等の、衛生面から保管に問題があるごみを優先														
省略	*省略*														
項目	内容														
災害時に優先して処理するごみ	・生ごみや <u>し尿</u> 及び携帯トイレの便袋等の、衛生面から保管に問題があるごみを優先														
省略	*省略*														

頁	現 行	頁	改正案								
19	表 1-13 情報発信時の留意事項 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応時期</th> <th>発信方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害初動時</td> <td> ＊省略＊ ・対応する職員によって提供する情報や用語に齟齬がないように、Q&A 集などを作成し、情報の一元化に努める。 </td> </tr> </tbody> </table>	対応時期	発信方法	災害初動時	＊省略＊ ・対応する職員によって提供する情報や用語に齟齬がないように、Q&A 集などを作成し、情報の一元化に努める。	19	表 1-13 情報発信時の留意事項 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応時期</th> <th>発信方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害初動時</td> <td> ＊省略＊ ・対応する職員によって提供する情報や言葉に齟齬がないように、Q&A 集などを作成し、情報の一元化に努める。 </td> </tr> </tbody> </table>	対応時期	発信方法	災害初動時	＊省略＊ ・対応する職員によって提供する情報や言葉に齟齬がないように、Q&A 集などを作成し、情報の一元化に努める。
対応時期	発信方法										
災害初動時	＊省略＊ ・対応する職員によって提供する情報や用語に齟齬がないように、Q&A 集などを作成し、情報の一元化に努める。										
対応時期	発信方法										
災害初動時	＊省略＊ ・対応する職員によって提供する情報や言葉に齟齬がないように、Q&A 集などを作成し、情報の一元化に努める。										
20	1 人材育成・訓練 本計画の <u>実行性</u> を高めるため、災害廃棄物対策の進捗に応じて人材育成を戦略的に進めるとともに、継続的な人材の確保を行います。	20	1 人材育成・訓練 本計画の <u>実効性</u> を高めるため、災害廃棄物対策の進捗に応じて人材育成を戦略的に進めるとともに、継続的な人材の確保を行います。								
24	③ マンホールトイレ ＊省略＊ (2019 年度中に下水道整備地区の <u>全 22 小学校</u> で整備完了予定)	24	③ マンホールトイレ ＊省略＊ (2019 年度中に下水道整備地区の <u>24 小学校</u> で整備完了予定)								
25	(1) 生活ごみ・避難所ごみ ＊省略＊ 優先的に回収するものは、生ごみ等の腐敗性廃棄物や <u>使用済みの簡易トイレ及び携帯トイレの便袋等の衛生面から保管に問題があるもの</u> とします。	25	(1) 生活ごみ・避難所ごみ ＊省略＊ 優先的に回収するものは、生ごみ等の腐敗性廃棄物や <u>し尿及び携帯トイレの便袋等の衛生面から保管に問題があるもの</u> とします。								

頁	現 行	頁	改正案												
25	表 2-6 災害時の避難所ごみ・生活ごみの処理優先順位 <table border="1" data-bbox="232 248 1115 496"> <thead> <tr> <th data-bbox="232 248 405 296">優先順位</th> <th data-bbox="405 248 611 296">ごみの種類</th> <th data-bbox="611 248 1115 296">特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="232 296 405 496"></td> <td data-bbox="405 296 611 496">感染性廃棄物</td> <td data-bbox="611 296 1115 496">緊急の医療行為に伴い発生する廃棄物。注射針、血の着いたガーゼ等。回収方法や処理方法は関係機関との調整を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	優先順位	ごみの種類	特徴		感染性廃棄物	緊急の医療行為に伴い発生する廃棄物。注射針、血の着いたガーゼ等。回収方法や処理方法は関係機関との調整を行う。	25	表 2-6 災害時の避難所ごみ・生活ごみの処理優先順位 <table border="1" data-bbox="1225 248 2085 496"> <thead> <tr> <th data-bbox="1225 248 1397 296">優先順位</th> <th data-bbox="1397 248 1603 296">ごみの種類</th> <th data-bbox="1603 248 2085 296">特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1225 296 1397 496"></td> <td data-bbox="1397 296 1603 496">感染性廃棄物</td> <td data-bbox="1603 296 2085 496">緊急の医療行為に伴い発生する廃棄物。注射針、血の付いたガーゼ等。回収方法や処理方法は関係機関と調整を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	優先順位	ごみの種類	特徴		感染性廃棄物	緊急の医療行為に伴い発生する廃棄物。注射針、血の付いたガーゼ等。回収方法や処理方法は関係機関と調整を行う。
優先順位	ごみの種類	特徴													
	感染性廃棄物	緊急の医療行為に伴い発生する廃棄物。注射針、血の着いたガーゼ等。回収方法や処理方法は関係機関との調整を行う。													
優先順位	ごみの種類	特徴													
	感染性廃棄物	緊急の医療行為に伴い発生する廃棄物。注射針、血の付いたガーゼ等。回収方法や処理方法は関係機関と調整を行う。													
28	*省略* 焼却処理施設における地震対策は表 2-9 に、地震発生時の <u>フロー例</u> は図 2-1 のとおりです。	28	*省略* 焼却処理施設における地震対策は表 2-9、地震発生時の <u>対応フロー</u> は図 2-1 のとおりです。												
30	1 災害廃棄物処理の流れ *省略* 「発生場所」から撤去された災害廃棄物の多くは、まず、「一次仮置場」に運ばれ、分別し仮置きされます。その後「二次仮置場」に運搬・集積され、選別処理や再資源化が行われた後、「廃棄物処理施設（焼却処理施設や最終処分場など）」での処理・処分が行われるとともに、再生利用が行われます。	30	1 災害廃棄物処理の流れ *省略* 「発生場所」から撤去された災害廃棄物の多くは、まず、「一次仮置場」に運ばれ、分別し仮置きされます。その後、 <u>被災規模に応じて設置する</u> 「二次仮置場」に運搬・集積され、選別処理や再資源化が行われた後、「廃棄物処理施設（焼却処理施設や最終処分場など）」での処理・処分が行われるとともに、再生利用が行われます。												

頁	現 行	頁	改正案																																												
33	表 2-11 仮置場に搬入する災害廃棄物の分別区分 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">廃棄物</th> <th>特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">廃自動車</td> <td>災害で被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">処理困難物</td> <td>布団等</td> <td>布団、毛布類</td> </tr> <tr> <td>畳等</td> <td>畳、ござ、むしろ</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>タイヤ、スプリングマットレスなどの当市の施設では処理が困難なもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">有害物・危険物等</td> <td>燃料</td> <td>災害で被害を受け使用できなくなった灯油、ガソリン、エンジンオイル</td> </tr> <tr> <td>ガスボンベ</td> <td>災害で被害を受け使用できなくなったガスボンベ</td> </tr> <tr> <td>消火器</td> <td>災害で被害を受け使用できなくなった消火器</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>*省略*</td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物		特徴	廃自動車		災害で被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車	処理困難物	布団等	布団、毛布類	畳等	畳、ござ、むしろ	その他	タイヤ、スプリングマットレスなどの当市の施設では処理が困難なもの	有害物・危険物等	燃料	災害で被害を受け使用できなくなった灯油、ガソリン、エンジンオイル	ガスボンベ	災害で被害を受け使用できなくなったガスボンベ	消火器	災害で被害を受け使用できなくなった消火器	その他	*省略*	33	表 2-11 仮置場に搬入する災害廃棄物の分別区分 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">廃棄物</th> <th>特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">廃自動車</td> <td>自動車、自動二輪、原付自転車</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">処理困難物</td> <td>布団等</td> <td>布団、毛布類</td> </tr> <tr> <td>畳等</td> <td>畳、ござ、むしろ</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>タイヤ、スプリングマットレスなどの当市の施設では処理が困難なもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">有害物・危険物等</td> <td>燃料</td> <td>灯油、ガソリン、エンジンオイル</td> </tr> <tr> <td>ガスボンベ</td> <td>ガスボンベ</td> </tr> <tr> <td>消火器</td> <td>消火器</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>*省略*</td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物		特徴	廃自動車		自動車、自動二輪、原付自転車	処理困難物	布団等	布団、毛布類	畳等	畳、ござ、むしろ	その他	タイヤ、スプリングマットレスなどの当市の施設では処理が困難なもの	有害物・危険物等	燃料	灯油、ガソリン、エンジンオイル	ガスボンベ	ガスボンベ	消火器	消火器	その他	*省略*
廃棄物		特徴																																													
廃自動車		災害で被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車																																													
処理困難物	布団等	布団、毛布類																																													
	畳等	畳、ござ、むしろ																																													
	その他	タイヤ、スプリングマットレスなどの当市の施設では処理が困難なもの																																													
有害物・危険物等	燃料	災害で被害を受け使用できなくなった灯油、ガソリン、エンジンオイル																																													
	ガスボンベ	災害で被害を受け使用できなくなったガスボンベ																																													
	消火器	災害で被害を受け使用できなくなった消火器																																													
	その他	*省略*																																													
廃棄物		特徴																																													
廃自動車		自動車、自動二輪、原付自転車																																													
処理困難物	布団等	布団、毛布類																																													
	畳等	畳、ござ、むしろ																																													
	その他	タイヤ、スプリングマットレスなどの当市の施設では処理が困難なもの																																													
有害物・危険物等	燃料	灯油、ガソリン、エンジンオイル																																													
	ガスボンベ	ガスボンベ																																													
	消火器	消火器																																													
	その他	*省略*																																													
50	表 2-24 災害廃棄物処分可能量（最終処分場） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">管理者</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">埋立物</th> <th>埋立実績</th> <th>残余容量</th> <th colspan="2">10年後残余容量</th> </tr> <tr> <th>m³/年</th> <th>m³</th> <th>m³</th> <th>t[*]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>春日井市</td> <td>内津北山最終処分場</td> <td>焼却残渣</td> <td>3,953</td> <td>467,908</td> <td>428,378</td> <td>642,568</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：1.5t/m³として計算。</p>	管理者	施設名	埋立物	埋立実績	残余容量	10年後残余容量		m ³ /年	m ³	m ³	t [*]	春日井市	内津北山最終処分場	焼却残渣	3,953	467,908	428,378	642,568	50	表 2-24 災害廃棄物処分可能量（最終処分場） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">管理者</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">埋立物</th> <th>埋立実績</th> <th>残余容量</th> <th colspan="2">10年後残余容量</th> </tr> <tr> <th>m³/年</th> <th>m³</th> <th>m³</th> <th>t[*]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>春日井市</td> <td>内津北山最終処分場</td> <td>焼却残渣</td> <td>3,953</td> <td>467,908</td> <td>428,378</td> <td>642,567</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1.5t/m³として計算。</p>	管理者	施設名	埋立物	埋立実績	残余容量	10年後残余容量		m ³ /年	m ³	m ³	t [*]	春日井市	内津北山最終処分場	焼却残渣	3,953	467,908	428,378	642,567								
管理者	施設名				埋立物	埋立実績	残余容量	10年後残余容量																																							
		m ³ /年	m ³	m ³		t [*]																																									
春日井市	内津北山最終処分場	焼却残渣	3,953	467,908	428,378	642,568																																									
管理者	施設名	埋立物	埋立実績	残余容量	10年後残余容量																																										
			m ³ /年	m ³	m ³	t [*]																																									
春日井市	内津北山最終処分場	焼却残渣	3,953	467,908	428,378	642,567																																									

頁	現 行	頁	改正案
51	<p data-bbox="248 213 909 240">図2-6 南海トラフ地震における災害廃棄物処理フロー</p> 	51	<p data-bbox="1240 213 1901 240">図2-6 南海トラフ地震における災害廃棄物処理フロー</p> 
57	<p data-bbox="248 788 510 815">(3) 適正処理困難物</p> <p data-bbox="232 836 1120 916">災害時に発生し、地方公共団体の処理施設で処理を行うことが困難な廃棄物と処理方法の例を、表2-29のとおりです。</p>	57	<p data-bbox="1240 788 1503 815">(3) 適正処理困難物</p> <p data-bbox="1225 836 2112 916">災害時に発生し、地方公共団体の処理施設で処理を行うことが困難な廃棄物と処理方法の例は、表2-29のとおりです。</p>
61	<p data-bbox="232 1034 651 1061">8 貴重品・思い出の品の取り扱い</p> <p data-bbox="232 1082 338 1109">*省略*</p> <p data-bbox="232 1129 1120 1209">家屋撤去や解体時に、貴重品や思い出の品を見つけたときは、廃棄に回さず保管し、図2-8に示すようなフローで返却の機会を提供します。</p>	61	<p data-bbox="1240 1034 1644 1061">8 貴重品・思い出の品の取り扱い</p> <p data-bbox="1240 1082 1346 1109">*省略*</p> <p data-bbox="1225 1129 2112 1209">家屋撤去や解体時に、貴重品や思い出の品を見つけたときは、廃棄に回さず保管し、図2-8に示すような取り扱いフローで返却の機会を提供します。</p>